

【取締り強化日】

- 平成29年12月29日(金)から
- 平成30年1月4日(木)までの間

【実施対象場所】

- 三重県内全域

【取締り重点路線等】

- 東名阪自動車道、伊勢湾岸自動車道、名阪国道等
- 県内サービスエリア、パーキングエリア等

【暴走族等の現状】

近年、年末年始の時期に、暴走族等が県内各地において、集団による広がり走行、蛇行運転等の暴走行為を行い、周囲に多大な迷惑を及ぼしています。

暴走族等は、大規模な集団走行、違法な改造車両を運転して排気音を轟かせ、一般通行車両や周囲住民に多大な迷惑、不安を与えています。

【取締りの目的】

暴走族等を道路交通の場から排除するため、集団走行、違法改造車両の取締りを厳しく行い、円滑な交通流と県民の安全を確保します。



許さない

暴走行為は

絶対に!

